第3章

限られたリソースで機能させるために 収益認識実務の再点検を実務に定着させるポイント

【この章のエッセンス】

●契約変更、新規取引、商流変更、売掛金の増加等を再点検の契機として定め、事業部門から経理部門へ必要な情報が届く業務プロセスを整備する。

●判定メモには結論だけでなく、前提とした取引実態や証憑、例外的な取扱いの理由、再検討が必要となる事象を記載し、判断過程を引き継ぐ。

再点検を実務に定着させるための視点

収益認識の再点検において最も重要なのは、会計基準の結論を記憶することではなく、取引実態を継続的に把握し、会計判断へ反映するしくみを維持することである。適用初年度に作成した判定メモおよび会計方針は、出発点としては重要である。しかし、それが現在の契約条件、料金体系、商流、システム処理、顧客との交渉実務、売掛金の回収状況と整合していなければ、会計処理は過去の判断に依存した形式的なものとなる。

上場会社の経理部門においては、限られた人員で決算、開示、監査対応、日常業務を担うなかで、収益認識に関するすべての取引を毎期網羅的に再検討することは現実的ではない。そこで以下では、前章で整理した誤謬の構造を踏まえ、限られた資源のもとで再点検を機能させるための視点を、事業部門から経理部門への情報連携の経路、再点検の契機となる事象、判断根拠の引継ぎという3点に分けて述べる。

(1) 事業部門が保有する情報を経理部門へ届ける経路を業務プロセスとして定める

第1に、事業部門が保有する情報を経理部門へ届ける経路を、あらかじめ業務プロセスとして定めておく必要がある。

前章でみたとおり、会計判断に影響する情報の多くは経理部門の外に存在する。したがって、経理部門が事後的に情報を探すのではなく、どの事象が生じた場合に、どの部門が、いつまでに、誰へ報告するかを明確にすることが出発点となる。標準契約から外れる条件の合意、検収条件の変更、提供期間の延長、一定額以上の値引き、新規取引先との取引開始等を報告対象として明示し、報告がないことをもって「該当なし」とみなさない運用とすることが重要である。

その前提として、事業部門がどの情報が会計処理に影響するのかを理解している必要があり、研修または事例の共有を通じた相互理解が欠かせない。

(2) 再点検の契機となる事象をあらかじめ定め、重点的に会計影響を確認

第2に、再点検の契機となる事象をあらかじめ定め、そこから重点的に会計影響を確認する必要がある。

新規取引の開始、料金体系の変更、契約期間の長期化、外部業者の関与の変化、グループ内商流の変更、長期支払条件の導入、売掛金の増加は、いずれも収益認識判断を見直すきっかけとなり得る。もっとも、生じた事象によって確認すべき論点は異なる。商流や外部業者の関与が変化した場合には、企業が本人として財またはサービスを顧客に提供しているのか、代理人として他の当事者による提供を手配しているのかを見直す必要がある。

長期支払条件を導入した場合に